

川西市低炭素型複合施設整備に伴う PFI 事業における事業契約の締結について

川西市低炭素型複合施設整備に伴う PFI 事業について、平成 27 年 9 月 25 日付けで事業契約を締結いたしましたので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号) 第 15 条第 3 項の規定に基づき公表いたします。

平成 28 年 3 月 1 日

川西市長 大塩 民生

1. 公共施設等の名称

(仮称) 川西市低炭素型複合施設

2. 公共施設等の立地

川西市火打 1 丁目地内

3. 選定事業者の商号又は名称

川西市東畦野山手二丁目 3 番 54 号

川西市低炭素型複合施設 P F I 株式会社

代表取締役 加藤 哲郎

4. 公共施設等の整備等の内容

(仮称) 川西市低炭素型複合施設を建設(設計及び工事監理、備品整備、開業準備を含む。)し、施設整備後の維持管理業務及び運営業務を一体的に実施する。

5. 契約期間

自 川西市議会における本契約議案の議決のあった日(平成 27 年 9 月 25 日)

至 平成 50 年 3 月 31 日

6. 契約金額

9,821,736,176 円(内、消費税及び地方消費税相当額 700,041,087 円)

7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、事業契約書の以下の条項の通りである。

第65条（事業者の債務不履行等による契約解除）

1 本事業契約締結日以後、本施設の事業者から市に対する引渡しまでの間において、事業者に次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は、事業者に対して通知した上で本事業契約を解除することができる。ただし、第10号については、引渡しした後についてもまた同様とする。

- (1) 事業者が本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 事業者が、本件日程表に記載された工事開始日を過ぎても本件工事を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して市が満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (3) 施設整備期間経過後、相当の期間内に本件工事を完成する見込みが明らかに存在しないと市が認めたとき。
- (4) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他第三者（事業者の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (5) 事業者が、業務報告書及び別紙11（モニタリング及びサービス購入費の減額について）に記載するモニタリング結果に係る報告書に虚偽記載を行ったとき。
- (6) 基本協定書の当事者（市は除く。以下本条において同じ。）が、本事業契約に関して、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は、基本協定書の当事者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- (7) 納付命令又は独占禁止法7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が基本協定書の当事者又は基本協定書の当事者が構成事業者である事業者団体（以下「事業者等」という。）に対して行われたときは、事業者等に対する命令で確定したものをいい、事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (8) 納付命令又は排除措置命令により、事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行

為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が代表企業、構成員又は協力会社に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (9) 基本協定書の当事者のいずれかの役員又は使用人について、本事業契約に関して、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき、基本協定書の当事者又は基本協定書の当事者のいずれか者の代表者、役員若しくは使用人について、独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (10) 基本協定書の当事者が、本事業契約に関して、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第1項に規定する改善措置が講じられたとき。
 - (11) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本事業契約に違反し、若しくは表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実により本事業契約の目的を達することができないと市が認めたとき、又はその他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難であると市が認めたとき。但し、要求水準を満たしていない場合の契約終了の手続は別紙11（モニタリング及びサービス購入費の減額について）に従う。
- 2 本施設の引渡し前に前項により本事業契約が解除された場合、事業者は、別段の合意がない限り、市に対して、施設整備費（割賦金利を除く。）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の10%に相当する金額を違約金として支払う。但し、市が第76条に基づく契約保証金又は履行保証保険金を受領している場合にはこれを違約金に充当する。
 - 3 市は、本施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができ、当該出来形部分の買受代金と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。この場合、相殺後の残額がある場合、市は次の「支払方法」から選択して支払う。
 - (1) 解除前の支払スケジュールによる。
 - (2) 解除前の支払スケジュールから市の支払いが遅れる場合には、遅延期間に対して支払時点までの金利を付した上で一括払いによる。
 - (3) 解除前の支払スケジュールを超えない範囲で市が選択する分割支払スケジュールによる（(3)の場合に付される金利について市と事業者が協議する。）
 - 4 市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、市は本施設の出来形部

分を買い受ける場合には、当該出来形部分の買受代金と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。

- 5 第 3 項の場合において、市が本施設の出来形部分を買ひ受けない場合、事業者は、自らの費用と責任により、本件土地を原状（更地）に回復した上で市に引き渡さなければならない。

第 6 6 条 （市の債務不履行等による契約解除）

- 1 本事業契約締結日以後、本施設の事業者から市に対する引渡しまでの間において、市が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、市が事業者による通知の後 60 日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は本事業契約を解除することができる。但し、市は、本施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けるものとする。
- 2 本条においては、前条第 2 項前段の違約金に関する条項は適用されない。
- 3 市は当該出来形部分に相応する代金の支払いについては、前条第 3 項の「支払い方法」から選択して支払う。
- 4 第 1 項に基づき本事業契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害及び合理的な増加費用を賠償する。
- 5 本条は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、事業者が第 1 項記載の市の出来形部分の買受金額以上に市に対して損害賠償の請求を行うことを妨げない。

第 6 7 条 （事業者の債務不履行等による指定管理者の指定の取消し）

- 1 本施設（附帯施設を事業者が所有する場合は附帯施設を除く。以下、本条において同じ。）引渡時以降において、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は事業者に対して相当の期間を定めて事業者において当該違反行為を治癒すべき旨を通知する。この場合、当該相当期間中にかかる違反行為が治癒されないときには、市は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号、その後の改正を含む。）第 13 条に定める手続を行った上で、本指定を取り消し、維持管理・運営業務の全部を終了させることができる。
 - (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者が本施設について、連続して 30 日以上又は 1 年間に於いて 60 日以上にわたり、要求水準書等、維持管理業務計画書及び維持管理業務年間計画書並びに運営業務計画書及び運営業務年間計画書に従った維持管理業務又は運営業務を行わないとき。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行（附帯事業を除く。）が困難となったとき。
 - (3) 第 65 条第 1 項第(4)号から第(11)号までに掲げる事項が発生した場合
- 2 市は、前項による本指定の取消し後も、本施設（本件備品等を除く。）の所有権を保有する。なお、本件備品等に関しては、第 40 条第 2 項に従い市に所有

権が移転されていた本件備品等については、市が、前項による本指定の取消し後も、その所有権を保有し、第40条第3項に従い事業者が所有権を保有していた本件備品等及びリース方式により調達をしていた本件備品等については、事業者は、第41条の規定に従い、市に所有権その他の権利を移転し必要な措置を講じなければならない。

3 本施設の引渡し後に第1項により本指定が取り消された場合、事業者は、維持管理・運營業務履行の対価に相当する維持管理費及び運営費（サービス購入費C・D）の一年間分に相当する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の10%に相当する違約金を市に支払わなければならない。但し、市が第76条に基づく契約保証金又は履行保証保険金を受領している場合には、これを違約金に充当する。第1項に基づき本指定が取り消された場合のサービス購入費の取扱いは以下のとおりとする。

(1) サービス購入費のうち施設整備費の残額がある場合、市は次の「支払方法」から選択して支払う。

本指定の取消し前の支払スケジュールによる。

取消し前の支払スケジュールから市の支払いが遅れる場合には、遅延期間に対して支払時点までの金利を付した上で一括払いによる。

本指定の取消し前の支払スケジュールの残存期間を超えない範囲で市が選択する分割支払スケジュールによる（ の場合に付される金利について市と事業者が協議する。）

(2) 事業者がすでに維持管理業務又は運營業務を開始している場合、市は本指定が取り消された日までに事業者が履行した維持管理・運營業務の対価として維持管理・運営費に相当する金額を支払う。

4 市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、市は施設整備相当のサービス購入費のうち、施設整備に係る費用の残額と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。

第68条（市の債務不履行による指定管理者の指定の取消し）

1 本施設（附帯施設を事業者が所有する場合は附帯施設を除く。以下、本条において同じ。）引渡し以降において、市が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、市が事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は市に対して本指定の取消しを求めることができ、市はかかる取消しの求めに応じて、本指定を取消す。

2 前条第2項は、本条の場合においても適用する。

3 第1項により本指定が取り消された場合、市は、サービス購入費等当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ年2.9%（但し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する遅延損害金の割合が変更された場合には、これに準じ

て変更する。)の割合で計算した額を事業者に対して遅延損害金として支払う。
第 1 項に基づき本指定が取り消された場合のサービス購入費の取扱いは前条第 3 項のとおりとする。

- 4 市は、事業者に対し、当該本指定の取り消しにより事業者が被った損害及び合理的な増加費用を賠償する。
- 5 本条の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、事業者が前項の記載の金額以上に市に対して損害賠償の請求を行うことを妨げない。

第 6 9 条 (法令変更又は不可抗力による契約の解除)

本事業契約締結日以後、本施設の事業者から市に対する引渡しまでの間において、第 77 条第 2 項又は第 79 条第 2 項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令変更又は不可抗力により、本事業(附帯事業を除く。)の継続が困難又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると市が判断した場合、市は、事業者と協議の上、本事業契約の全部を解除することができる。

また、同様の事態が客観的に認められる場合、事業者は市に対して本事業契約の全部を解除することを求めることができ、市はかかる解除の求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて本事業契約の全部を解除する。但し、市は、本施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けできるものとする。これらの場合、市は当該出来形部分に相応する代金を第 65 条第 3 項の「支払方法」から選択して支払う。なお、法令の変更又は不可抗力による契約の解除に起因して事業者が生じた合理的な増加費用及び損害(市が本施設の出来形部分の全部又は一部を買い受けしない場合における、取壊しにかかる費用を含む。)の負担については、第 11 章又は第 12 章に従う。

第 7 0 条 (法令変更又は不可抗力による指定管理者の指定の取消し)

- 1 本施設引渡時以降において、第 77 条第 2 項又は第 79 条第 2 項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令変更又は不可抗力により、本事業(附帯事業を除く。)の継続が困難又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると市が判断した場合、市は、行政手続法第 13 条に定める手続を行った上で、本指定を取り消し、維持管理・運營業務の全部を終了させることができる。また、同様の事態が客観的に認められる場合、事業者は市に対して本指定の取消しを求めることができ、市はかかる取消しの求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて本指定を取消す。なお、当該取消し時の附帯事業の取扱いは、本件借地権設定契約又は本件借家権設定契約に従うものとする。
- 2 第 67 条第 2 項は、本条の場合においても適用する。
- 3 第 1 項に基づき本指定が取り消された場合のサービス購入費の取扱いは第 67

条第3項のサービス購入費の取扱い(第(1)号細目 号を除く。)を適用する。

- 4 市は、事業者が維持管理業務又は運営業務を終了させるために要した費用を負担し、その支払方法については市及び事業者が協議により決する。

第71条 (指定管理者の指定の取消しに伴う本事業契約の終了)

市が本条例又は本事業契約に定める条件に従い本指定を取り消した場合、本事業契約は、他に特段の手続を要せず、当該指定取消しの効力が生ずると同時に当然に終了する。

8. 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項については、事業契約書の以下の条項の通りである。

第72条（事業関係終了に際しての処置）

- 1 事業者は、本事業契約が終了した場合において、本施設（附帯施設を事業者が所有する場合は附帯施設を除く。）内（事業者のために設けられた控室等を含む。）に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（維持管理・運営受託者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、市の処置について異議を申し出ることができず、また、市が処置に要した費用を負担する。
- 3 事業者は、本事業契約が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、市に対し、本施設を維持管理、運営するために必要な全ての資料を引き渡すものとする。なお、引き渡す資料は、市と事業者の協議により決定するものとする。

第73条（終了手続の負担）

事業関係終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用等については、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者がこれを負担する。